

# 後期高齢者医療保険料 保険料額軽減のお知らせ

- 所得の低い世帯の方には、世帯主と被保険者の所得に応じて、保険料が軽減される措置があります。また、平成21年度の後期高齢者医療保険料について、軽減が拡大されました。
- 後期高齢者医療加入前に、健康保険等の被扶養者であった方について、保険料軽減措置が延長されました。



## 保険料の軽減

### ●均等割額の軽減

平成21年度からは、世帯主及び被保険者の総所得が330,000円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の方（その他各所得がない方）は、均等割額が9割軽減されます。また、7割軽減に該当する方を8.5割軽減とする措置が、平成21年度も継続されることになりました。

| 世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯                        | 軽減割合                          | 均等割額          |
|--|-------------------------------|---------------|
| 基礎控除額 (330,000円)                                     | <b>7割 → 8.5割</b><br>(軽減措置の延長) | <b>5,700円</b> |
| 被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない                         | <b>9割</b>                     | <b>3,800円</b> |
| 基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く) | <b>5割</b>                     | 19,200円       |
| 基礎控除額 (330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数                 | <b>2割</b>                     | 30,700円       |

軽減が拡大されました

※総所得金額等とは各種控除（社会保険料控除等）を差し引く前の額です。

※65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除して軽減判定されます。

※後期高齢者医療制度の被保険者でない世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

(平成21年7月作成)

## ●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)に応じて、所得割額が軽減されます。

| 被保険者本人の総所得金額等                       | 軽減割合      |
|-------------------------------------|-----------|
| 58万円以下<br>(年金収入のみの場合は153万円～211万円以下) | <b>5割</b> |



## 後期高齢者医療加入前に、会社の健康保険等の被扶養者であった方については保険料の軽減措置があります。

これまで自分で保険料を払っていなかった、健康保険等の被扶養者であった方は、後期高齢者医療の被保険者の資格を得た日の属する月から2年間は、保険料が軽減されます。

**対象者** 後期高齢者医療加入前(加入日の前日)に、次の保険の被扶養者であった方

- 健康保険(全国健康保険協会の健康保険 ※平成20年9月までは社会保険事務所の所管)
- 健康保険組合(企業又は団体で作る健康保険)
- 共済組合(公務員等が加入する健康保険)

**注意** ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

| 適用期間                | 軽減内容                        |        |
|---------------------|-----------------------------|--------|
|                     | 均等割額                        | 所得割額   |
| 平成20年4月から9月まで       | かかりません                      | かかりません |
| 平成20年10月から平成21年3月まで | 5割→9割軽減<br>(軽減措置により9割)      | かかりません |
| 平成21年4月から平成22年3月まで  | <b>5割→9割軽減</b><br>(軽減措置の延長) | かかりません |

平成21年度の保険料年額が3,800円(9割軽減)となります。

[お問い合わせ先]

お住まいの市町村後期高齢者医療担当課または  
秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951 秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館1階

【業務課】TEL.018-853-7155

【総務課】TEL.018-838-0610 FAX.018-838-0611

ホームページ <http://www.akita-kouiki.jp/>